

第36回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年3月8日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和4年3月8日 午前10時42分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久			
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一			
5	鳥 山 孝 子		○	委任状
6	新 井 正 喜			
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香			
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄			
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝			
15	野 村 隆			
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳			
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 2 番	齊藤 美保	委員
	議席 1 6 番	眞下 謹司	委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良 典行	
	統括主幹 (農地調整係長)		吉田 徳之
	統括主幹 (農業振興係長)		狩野 康信
	主 任	中嶋 辰哉	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

定刻となりましたので、第36回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

議案書の追加がありますので、ご報告いたします。追加の理由につきましては、議案第6号、「渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱の内定について」が、委員の皆様へ議案書を発送後、追加することとなったため、追加の議案書をお手元に配布させていただきました。

それでは、渋川農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード、又は電源を切っていただけたらと思います。

着座にて議事を進めたいと思います。

令和3年度第36回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中10人、委任状による出席委員1名の合計11名で、会議は成立いたしました。

なお、議席番号5番、鳥山孝子委員から欠席及び委任の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号2番、斉藤美保委員、議席番号16番、眞下謹司委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認めます。 よって、議事録署名委員は斉藤美保委員と眞下謹司委員に決定いたしました。 続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可設定についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	報告書の1ページをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。 本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号5の153番の記載の1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和4年2月16日に意見聴取をいたしましたところ、同日付けをもちまして、許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。 以上で報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。 報告書の3ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定に

よる通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから6ページに記載の番号1番から10番の10件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の7ページをお願いいたします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。

	事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。 報告書の9ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、9ページから12ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。 報告書の13ページをお願いいたします。制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、13ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。 以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたら、お願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第8、報告第6号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第6号、埋蔵文化財試掘調査届についてをご説明いたします。 報告書の15ページをお願いいたします。埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、15ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は記載のとおりであります。 以上で報告第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告は終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第9、報告第7号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。 それでは、渋川・伊香保・子持地区を岸第1班長、赤城・北橘地区を高井第1班長より報告をお願いします。 最初に、岸第1班長、お願いいたします。
1 番	2月25日に実施しました、第1班、渋川・伊香保・子持地区の現地調査報告をいたします。 参加者は、眞下委員、事務局の吉田係長、儘田主事と私、岸の4名

で実施しました。

渋川・伊香保・子持地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が16件、合計19件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

まずはじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。申請番号4の1番の現地は、東と北は一体利用する宅地と道路、西と南は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号4の2番の現地は、東と南は宅地、西は畑、北は道路となっています。特に問題ないと思います。

次に、5条の計画変更申請であります。5ページをご覧ください。申請番号1番の現地は、東は雑種地、西は転用済みの土地、南は畑、北は道路となっています。特に問題ないと思います。

次に、5条申請であります。7ページをご覧ください。申請番号5の1番の現地は、東は宅地と道路、西と北は道路、南は宅地と畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は畑、西は宅地、北は山林、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は宅地と畑となっています。問題ないと思います。

8ページをご覧ください。申請番号5の4番の現地は、東と北は宅地、西と南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東は畑と雑種地、西は道路、南は道路と雑種地、北は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東と南は宅地、西は畑、北は畑と道路となっています。特に問題ないと思います。

9ページをご覧ください。申請番号5の7番の現地は、東と北は宅地、西は雑種地、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東と北は道路、西は畑と宅地、南は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東は道路、西は一体利用する宅地、南は宅地、北は畑となっています。問題ないと思います。

10ページをご覧ください。申請番号5の10番の現地は、東は宅地、西は畑、北と南は転用済みの土地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の11番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

申請番号5の12番の現地は、東と南は宅地、西は道路、北は畑となっています。問題ないと思います。

11ページをご覧ください。申請番号5の13番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は道路、北は山林となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の14番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の15番の現地は、東は道路、西と北は畑、南は宅地となっています。問題ないと思います。

12ページをご覧ください。申請番号5の16番の現地は、東は道路、西は畑、南と北は宅地となっています。特に問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載されているとおりだと思います。

以上で第1班、渋川・伊香保・子持地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続いて、高井班長、お願いします。

13番

2月25日に実施しました現地調査の報告をいたします。

参加者は、飯塚委員、須田委員と、私、高井。事務局は狩野係長、山口主事の計5名で実施しました。

今回の赤城・北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が11件、計13件であります。

では、議案書に沿って報告いたします。別紙の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

まずはじめに、4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。申請番号4の3番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。この件については、後で議論していただきたいと思います。

4ページをご覧ください。申請番号4の4番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は宅地となっています。問題ないと思います。

続きまして、5条申請であります。12ページをご覧ください。申請番号5の17番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の18番の現地は、東と西は道路、南は畑と宅地、北は宅地となっています。問題ないと思います。

13ページをご覧ください。申請番号5の19番の現地は、東と南と北は道路、西は畑となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の20番の現地は、東は畑、西は宅地と山林、南は宅地、北は山林となっています。特に問題ないと思います。

申請番号5の21番の現地は、東は畑と雑種地、西と南は畑、北は道

路となっています。問題ないと思います。

14ページをご覧ください。申請番号5の22番の現地は、東は畑、西と北は宅地、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の23番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の24番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。問題ないと思います。

15ページをご覧ください。

申請番号5の25番の現地は、東と南は道路、西と北は道路と宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の26番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は雑種地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の27番の現地は、東は畑と宅地、西と北は畑、南は道路となっています。特に問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上、第1班、赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

1 3 番

後で協議すればいいと思うので、今はいいと思います。

議 長

それでは、現時点では質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書2ページの申請番号3の4番については、2月25日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願い

いたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。申請番号3の3番は、遊休農地解消のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので、申請されたものです。

また、お手元に配付してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の4番は取下げとのことですので、申請番号3の4番を除く申請番号3の1番から3番の3件について審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の第3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第1号、申請番号3の4番を除く申請番号3の1番から3番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の4番を除く申請番号3の1番から3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の3ページから4ページ関連です。議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、令和4年2月24日、転用目的である農地改良の内容を確認するため、山本会長、大島会長職務代理者、高橋農政部会長、石田委員、事務局から千木良事務局長、狩野農業振興係長、吉田が出席し、申請人と面談を行いました。申請地は、令和3年12月に公売により所有権移転した土地であります。申請理由であります、面談時の聞き取りにおいて確認したところ、前所有者が申請地の土を売却したため盤が下がり、耕作土が全くない状況とのことであります。このため、2メートル50センチ程度盛土し、元の高さまで戻し、日当り、風通し、排水を確保するためとのことであります。また、盛土の高さが2メートル以上となることから、近隣への土砂の流出の対策については、35度の法面を作り、盛土が高くなる南側は20センチ程度のフチを作り、U字溝の方に水が流れるようにするとのことであります。なお、面談後には、農地改良後速やかに作付けする旨の作付誓約書及び野菜、トウモロコシ等を作付けする旨の作付計画書が提出されております。

申請番号4の4番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から4番の4件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

13番

13番、高井です。

議長

はい、13番。

13番

4の3番につきましては、現地を見た限り、そこまでの盛土は必要ないと思われました。農地に入る道路がきちんと確保されていて、そこまでの養生等は全く必要ないと思われます。三十何度の法面と言いましたか、でも、やはりその高さまでやれば、周りに悪影響が及ぶ可能性もあります。ですから、そこまでの盛土は、現地を見た農業委員として、必要ないと思います。

それと、申請人は津久田地区でも農地改良を行っていて、地域の方から、何であんなことをするのを農業委員会が許してるんだっていうことも言われています。申請人に対して、私も含めて地域はあまり良いイメージを持っていません。

この件に関しては、もう一度審議していただきたいと思います。

議長

ただいまの意見について、何か同意見がありましたら、お願いいたします。

(意見なし)

議長

それでは、過日行った現地調査及び面談の内容等について、農政部会長の高橋委員から説明をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

18番

過日面談をしまして、なぜそれだけの砂が必要なんだという話をしました。申請人いわく、作土は40センチでも、サブソイラーっていう、135馬力程度のトラクターなんですけど、鉄の長い棒を刺して、それが1メートル強下まで入る。そこまでやらないと水はけが良くならないと。じゃあその下はどうなんですかと聞いたら、その下は硬ければ機械が沈まなくてよい、今までは機械が沈んじやったことがある、という話でした。

結果的に言って、そんなに必要なのかなと私も思ったんですけど、本人の農業に対する考え方が我々の認識とちょっと違うというか。そういうこともありますので、本人がどうしてもそういう農業がしたいんだということであれば、盛土はしょうがないんじゃないかな、と。

我々も一番心配してるのは、雨が降ったときに土砂が流れるという

たことですが、そういうことについても、ちゃんとしますという話になりました。信用的にはあんまりなんですけど、ただ、ちゃんとするということであれば、許可をしないということにはならないと思うんですよね。その辺について、皆さんがどう思うか。

合議制なので、私たちの意見だけでは決められません、総会で皆さんの意見を聞き、それで許可、不許可になりますよ、という話はしてあります。

議 長

補足させていただいていいですか。

面談の中で、彼は彼なりに、土中の写真、穴を掘った写真を持ってきて、全部提示されたんですよ。それで、岩盤なんですよ。石などが写っているんです。そうなってくると、私どもはなんとも反対する余地がないと。農地改良ということであれば、やむを得ないんじゃないかというような認識に至ってしまった。ということではありますが、私の方から、農業委員会は全て合議制でやっているの、皆さんの意見を聞いて、それが適当であるか適当でないかというのはその審議によって決定しますとお話はしてあります。

高井委員の意見も重々、私どもも検討したのですが、土中の写真を見せられちゃうと、もうなんとも。石が写っているので。試し掘りをしたんだと思います。で、そこの写真を持ってくる。土の中までは私どもも分かりませんので、そこは信用するしかしょうがない。というように至ったわけでございます。そんなところでございますので、高橋委員の意見と高井委員の意見を折衷しなければならないかなと。

高井さんの意見がもつともだと思うんです。私ども農業委員とすると、高井さんの意見がもつともだと思うんですけれども、ただ、現実的に写真を見せられて、土の中を撮って提出されちゃうと、いかんともしがたい。確かに、あそこでこんにゃくを作るだとか野菜を作るといのはちょっと無理だと思います。ですから、今回のところは高橋さんの意見に落ち着いたわけなんですけれども。

そこのところを皆さんでもう一度深く審議していただきたいなと思います。

1 3 番

はい。

議 長

はい、13番。

1 3 番

高橋委員さんの説明はよく分かりました。でも、サブソイラーにしてもなんにしても、先ほど説明があったとおり、1メートルいくつまで必要になるという話。では、2メートル50ではなくて1メートル20で、

っていうことを農業委員会としては相手側に言うことはできるんでしょうか。できないんでしょうか。

議 長 現場に行って私どもも見させてもらったのですが、北側の高さが2メートルを優に超えているということ。北側から入って、横に入りたいんだという説明でありましたので、じゃあそれはしょうがないんじゃないかなと。で、確かに、関東ローム層の下は岩盤なんですね。ですから、その辺を理解しているので、まあしょうがないのかなというように決定したわけなんです。

1 3 番 はい。

議 長 はい、13番。

1 3 番 津久田のことを言いますと、地元から私に直接色んな話があります。申請人が現在やっている所は、とても深く穴を掘って、朝早くに所沢ナンバーのトラックが来て埋め戻していると。どうしてそこまで執拗に掘って、埋め戻さなくてはいけなかったのかという話があります。

議 長 それはまた新しい情報なので――

1 3 番 どうしても地元としては、そういう行為をなさっている申請人に対して、こうやりたいからこうだよというのをすんなり許可するのはいかなものかなって、私は思います。他の地域でも同じようなことをやられて、申請人に対して地域のみんなが信用していない。そこで農業委員会としてすんなり許可をするのは、いかなものかと思います。

議 長 今の高井さんの意見なのですが、津久田の方については、私どもは現地確認もしてないし何もしていない。新しいニュースなものですから、ここで結論を出すのはいかなものかなというように、今、急遽感じました。

ですから、運営委員として山本、高橋、大島の3人と事務局とで津久田の現地を確認させていただくというかたちでいかがでしょうか。4の3番については、今回は保留としていただいて、次の総会で、皆様の多数決になるかはさておいて、審議していただいた方がいいんじゃないかなと思います。

4の3番については保留ということで、皆さんどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	では、保留ということで、来年度最初の総会で、現地調査をした結果等を審議して前に進めたいと思います。これでよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から4の4番については、4の3番を除き、許可することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号の4の1番から4番のうち3件は、許可することに決しました。 なお、4の3番については、保留ということでよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	はい。ありがとうございます。 続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。 議案書の5ページをお願いいたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。 変更前申請人は、昭和61年12月17日付け群馬県指令により一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により計画を実行できませんでした。 一方、変更後申請人は、申請地を建売住宅用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく

計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより申請番号1番の1件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から27番の27件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の7ページから15ページ関連です。議案書の7ページをお願いいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から27番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、先ほどの議案第2号、申請番号4の3番と同様に、令和4年2月24日、転用目的である山砂・軽石採取の内容を確認するため、申請人

と面談を行いました。申請地は、令和3年12月に公売により所有権移転した土地であります。転用に当たりましては、渋川市農地転用関係事務処理要領において、農地法第3条許可による所有権移転後3年3作未満の転用は認めていない旨を説明したところ、申請人より次のような発言がありました。以前この土地は園芸屋が使用しており、申請地には石などが埋まっているため、耕作できる状態ではない。それを撤去する費用がかかってしまうため、軽石を売ってその経費を捻出するものであるとのことであります。また、3年間耕作できない状況でいるよりも、早期に工事着手を行い、耕作をしていきたいとのことであります。以上になります。

申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の6番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。申請番号5の7番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地の周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していること

から、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

11ページをお願いいたします。申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、子持行政センターから約400メートルの所に位置しており、農地区分は提案書に記載のとおりと思われます。

12ページをお願いいたします。申請番号5の16番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の17番は、J Rの駅から概ね500メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の18番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

13ページをお願いいたします。申請番号5の19番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の20番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の21番は、J Rの駅から約470メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

14ページをお願いいたします。申請番号5の22番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の23番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の24番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

15ページをお願いいたします。申請番号5の25番は、農業公共投資

がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の26番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の27番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から27番の27件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

10番

はい。10番、大島。

議 長

はい、10番。

10番

5の1番ですが、面談のとき、行政書士に聞いてみるって言っていたことがあったと思うのですが、その辺はどうなったのですか。言った、言わない、なんていう。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

面談の中で、行政書士が特例があると言っていた、というような発言があったかと思います。令和4年2月28日付けで行政書士から回答をいただいております。内容といたしましては、「農地法第5条許可申請に関わる確認についての回答を申し上げます。私はそのような趣旨の発言はしておりません。また、農地法の許可申請に関わる担当職員に確認したところ、同様であります。」との回答をいただいております。

議 長

言っていないということでございます。ほかに何かございますか。

1 3 番	はい。13番、高井。
議 長	はい、13番。
1 3 番	5の1番に関して、採取量は分かるんですけど、埋め戻しの件は何か出てますか。
議 長	5の1番につきましては、先ほど大島会長職務代理者の方からお話がありましたように、公売で買った土地に手が入らない、要するに現地調査も行けないということで、特例があるんだ、という発言があったので、事務局をお願いして行政書士等に確認しましたところ、行政書士はそのような発言をしてないと。特例があるわけがないということでございます。 私どもにしますと3年3作が基本でございますので、はじめからこの件については許可しないというように考えました。皆さんにお諮りして、許可が妥当であるということであれば、撤回しなければならないということでもありますけれども。 まして、申請書を見ますと、9メートル近く穴を掘って、埋め戻しするんだということは、到底私どもは許可するものでございませんで、その辺のご理解を賜りたいと思います。
1 3 番	やはり、今お聞きして、9メートル掘る必要性は――
議 長	ないと思います。 ただ、言えることは、下に埋設された軽石を売買してその資金を得るんだということではありますが、私どもは3年3作が基本で、現地に入ろうが入れまいが、私どもは認められないということでございます。
1 3 番	では、5の1番に関しては認めないということで理解してよろしいでしょうか。
議 長	いいと思いますが、今のところ、許可はしないというかたちで議事が進んでおりますので、ご理解賜りたいと思います。 余談ですが、申請人に取り下げてくださいと再三再四警告しているのですけれども、取り下げないということでもあります。 ほかに何かご意見ございますでしょうか。
2 番	はい。2番、斉藤です。
議 長	はい、2番。

2 番 この前、この申請人について、所有農地の現地調査をさせていただきましたが、その結果はどうになりましたでしょうか。

議 長 この後、農政部会で説明させていただきます。申し訳ありませんが、ご理解賜りたいと思います。

2 番 はい。分かりました。

議 長 ほかに何かございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。申請番号5の1番については不許可とし、申請番号5の2番から27番の26件については、議案のとおり許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、許可することに決しました。
続きまして、議事日程第14、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてでございます。議決を求めます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。
議案書の17ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。
内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象の農地については、渋川地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。
なお、この計画概要の公告は、令和4年4月1日を予定しております。計画概要につきましては、17ページの表の右の列に記載のとおり、

利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が90人、借受人が71人、筆数が186筆、面積が22万3,596.70平方メートル。この個別の内訳は、18ページから26ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、関係者がございますので、議席番号7番、飯塚委員は退席をお願いします。

（関係委員退席）

議 長 番号65番から68番の4件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。65番から68番の4件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、65番から68番の4件については、承認することに決しました。

（関係委員着席）

議 長 退席した委員は戻っていただきました。
続きまして、番号171番、172番の2件について審議しますので、下田三徳委員は退席をお願いいたします。

（関係委員退席）

議 長 番号171番及び172番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。171番及び172番の2件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、171番及び172番の2件については、承認することに決しました。 （関係委員着席）
議 長	続きまして、番号65番から68番の4件、171番及び172番の2件を除く番号1番から186番の180件について審議します。質疑のある方はお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。番号65番から68番の4件、171番及び172番の2件を除く番号1番から186番の180件については、議案のとおり認めることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、番号65番から68番の4件、171番及び172番の2件を除く番号1番から186番の180件については、承認することに決しました。 続きまして、議事日程第15、議案第6号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱の内定についてを議題とし、議決を求めます。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました議案第6号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱の内定についてをご説明いたします。 本日配布させていただきました追加の議案書の27ページをお願いいたします。渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱を内定したいので、

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の議決をお願いするものです。

内容についてご説明いたします。現在の渋川市農地利用最適化推進委員の任期が令和4年3月31日で満了するため、令和4年4月1日の農業委員会総会で新たな推進委員の委嘱を決定いたしますが、その後に4月5日開催の推進委員委嘱式の通知を発送するのでは時間的暇がないため、あらかじめ現在の農業委員会総会で推進委員の委嘱の内定をお願いするものです。

委嘱をしようとする者は、29ページから30ページの別紙に記載のとおりです。この委嘱しようとする者につきましては、農業団体等からご推薦をいただいております、本年1月7日の渋川市農業委員等候補者選考委員会で全員を適格とする旨の報告がありました。

本日の総会において委嘱の内定をいただき、決定していただきましたら、委嘱しようとする者に内定通知を送付し、併せて4月5日に開催する委嘱式の開催通知を送付する予定です。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第6号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱の内定については、原案どおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、第36回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時42分>